

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第3回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成28年11月29日（火）13:00～15:00
開催場所	寒川町民センター 講義室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員：南委員、小川原委員、大西委員、古谷委員 牧野委員、安田委員、森委員、鈴木委員 梅沢委員、中野委員、長谷川委員、長田委員 山根委員、佐藤委員</li> <li>・ オブザーバー：湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター田中氏、尾上氏</li> <li>・ 事務局：【町】内田福祉課長、吉田主査、執行主任主事、木内主任主事、塩原精神保健福祉士 【生活相談室すまいる】宮内氏、佐藤氏、木下氏</li> <li>・ 欠席：内山委員</li> <li>・ 傍聴者：なし</li> </ul>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 会長あいさつ</li> <li>3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談に係るアンケート結果分析・検討に係るワーキンググループの設置及びメンバーの選出等について【資料1】</li> <li>(2) 寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定に関する第2回協議会を踏まえた取り組みについて【資料2】</li> <li>(3) 寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査について【資料3・4】</li> <li>(4) 平成29年度開設予定新規障がい者相談支援事業所の運営法人選定に係る途中経過報告について</li> <li>(5) その他</li> </ol> </li> <li>4. 閉会</li> </ol>
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談に係るアンケート結果分析・検討に係るワーキンググループの設置及びメンバーが決定した。</li> <li>・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行に伴う町</li> </ul>

	<p>への依頼文の提出時期等が決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査のスケジュール及び意見聴取期間等が決定した。</li> </ul>
議 事	<p>1. 開会 事務局：定刻となりましたので、平成28年度第3回寒川町地域自立支援協議会を開催させていただきます。</p> <p>2. 会長あいさつ 会 長：みなさん、こんにちは。年末の大変お忙しい中、平成28年度第3回寒川町地域自立支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。福祉を取り巻く環境が目まぐるしく変わっている中で、来年4月から社会福祉法が改正される。施設の見直し及び福祉人材の確保が大きな柱となっているため、施設を持っている事業所は一番大変な時期にきていると思います。今回の議題は4つあります。貴重なご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。</p> <p>協議会の成立→了承 傍聴希望者→なし 議事録承認委員：山根委員、小川原委員→了承</p> <p>3. 議題 (1) 相談に係るアンケート結果分析・検討に係るワーキンググループの設置及びメンバーの選出等について【資料1】 事務局：当協議会には、障がいがある当事者もご参加いただいているため発言の際には、挙手をしていただき所属と氏名を名乗ってからお願いいたします。</p> <p>前回の協議会で、相談にかかるアンケート結果について、ワーキンググループを設置して、分析・検討していただくことと決定していただいたところです。</p> <p>資料1をご覧ください。寒川町地域自立支援協議会設置要領第8条を抜粋させていただきます。ここで協議会の所掌事務について必要書類の収集、調査及び研究を行うため、ワーキンググループを置くことができ、ワーキンググループの構成員及びワーキング内容は、会議において決定するとありますので、メンバーの選出及びワーキング内容等についてご協議いただきたいと思います。参考資料としてアンケート作成時の目的、メンバー、活動内容等を記載させていただいています。また、アンケート集計結果についても配布させていただきます。よろしく</p>

お願いします。

会長：ワーキンググループを設置していくということで、メンバーを選出していきたいと思います。前は小幡委員、大西委員、安田委員、中野委員の4名を選出。前回の経緯もご存じだと思うので、できれば4名の中から2名程関わっていただきながら、新たに検討していただければ良いと考えている。

委員：前回メンバー全員が入れ替わってしまうと、アンケート作成や集計に協力いただいた事務局やアンケートに回答していただいた方々に失礼だと思う。総替えではなく、何人か残る必要があると考える。協議会の中のバランスもあると思うので、先にそちらを協議していただきたい。

会長：前は当事者団体の方、施設関係の方、色々な方に参加していただいた経緯がありますがいかがでしょうか。

委員：相談内容を読んで、発達障がいに関わることが多い。当事者の気持ちに寄り添うということで、メンバーに参加させていただければと思います。

副会長：前回のワーキンググループにも参加させて頂いて、今回この結果をどういう風に考えて、次にどういう動きをしていけば良いのか考えていきたいので参加させていただきたいと考えている。

構成のつくりとしては、アンケートは当事者からのものではないので、どう読み取っていくのかというところもある。

相談を受けている機関から1名、アンケートに答えていただいた所属の団体から1名参加頂けると良い。

委員：医療機関で相談を受ける場所となるとある程度限定される。皆様の同意が得られれば続けて参加させていただきます。

会長：当事者団体の方はどうでしょうか。

委員：以前相談をさせて頂いたことがあるが、実際に当事者の相談は少なかった。今回のアンケートを読んでも、ほとんど聴覚障がい者から意見が無かった。実際、聴覚障がい者からの相談や悩みをあまり聞いていないので、別の障がいの方の相談内容までつかめるかどうかわからないので受けることは難しい。

委員：視覚障がいの方のことしかわからないので難しい。

副会長：皆様のご意見を伺っていて、精神障がいの分野では中野委員に参加していただける。発達障がいの分野では小川原委員に参加していただける。比較的、社会に参加する頻度の高い軽度の知的障がいの方の就労に関わっている内山委員か牧野委員にご協力いただけたらと考える。

委員：相談を受けるような仕事ではないが、グループホームに入居しているメンバーから、就労の事や社会生活上の色々な相談を日常的に受けているので、よろしければ受けさせていただきます。

会長：ご了解を得たので、小川原委員、安田委員、中野委員、牧野委員の4名にワーキンググループをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：開催時期等の調整は事務局一任でよろしいでしょうか。事務局から別途ワーキンググループのお知らせをします。また、事務局として生活相談室すまいるにも入っていただく予定です。

全委員：了承

(2) 寒川町障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定に関する第2回協議会を踏まえた取り組みについて【資料2】

事務局：10月28日に開催した平成28年度第2回の自立支援協議会の際に、町の取り組みとして、法に基づき職員対応要領の作成すること及び自立支援協議会に差別解消支援地域協議会の機能を加えることについて承認いただいた。

職員対応要領作成にあたっては、自立支援協議会委員の皆様から、その場でご意見を頂いた上で、改めてご意見がありましたら、書面にて12月16日までにご提出をお願いします。という流れをとったところです。

町といたしまして、前回の自立支援協議会の皆様のご意見を踏まえた中で、バリアフリーの問題等を踏まえて、町の庁舎管理をしている部署に要望していくというお答えをさせて頂いたところです。皆様から大変有意義なご意見が寄せられたと感じています。

資料の2枚目に、委員の皆様から頂いた差別解消法に関わるご意見をまとめたものを配布させていただいている。バリアフリーの取り組みについては、大変大事な事だと認識しているが、その他職員の資質の向上、研修の実施というような意見も寄せられたので、バリアフリーや資質の向上等、全て盛り込んだ形で自立支援協議会として、町へ要望書を提出してはどうかという提案をさせていただきます。町の福祉課は、皆様から頂いたご意見を庁内に発信して、取り組みを推進していく立場です。自立支援協議会からご意見が寄せられていることを全庁的に知ってもらいたい。後押しできればよいと考えています。

このような提案内容で良いか協議をしていただきたいと思います。

会 長：自立支援協議会として町へ要望書を提出する。要望したら回答をもらう予定か。

事務局：回答までは求めています。

委 員：障がい者用駐車スペースをどんな障がいの方でも利用できるというのはどうなのか。数が少ないため、車椅子スペースがすぐ埋まってしまう。

会 長：障がい者の駐車スペースは環境の問題だと思う。どこの公共施設にも数台しかない。マナー的な譲り合いの部分を表現するような看板を立てる等、少しずつ変えていく事が必要。

委 員：最もだと思う。なるべく一般の駐車スペースを利用しているが、発達障がいの方は歩けるが、非常に多動だったり、行動障がいがかつたりすると、命に関わる危険な行動する方もいるので、そのような場合は障がい者用の駐車スペースを利用させていただきたいと思います。療育手帳を持っているからといってむやみに利用している方はいない。

事務局：障がいがある事が見た目でわからない方もいる。色々な特性があつて支援の必要な方もいる。町としては、職員だけでなく委託業者等にもこのようなご意見がある事を周知していかなければならないと考えています。

委 員：基本的には要望を出していただければありがたい。

個々のケースが違うから難しい。障がいという言葉でくくってしまうのではなく、車椅子、行動障がい、知的障がい、精神障がい等、それぞれ個々特性があり、個別性が大きいことを町の職員にわかってもらうことが大事。

要望書の表の文面に、それぞれの障がい特性、一人ひとり生活に困っているところが違うことについて理解していただくように努力していただいたり、研修を組んでいただきたい内容を盛り込んでいただくと良い。

委 員：役員になって、障がい者の方と初めて会って話しましたが、研修を受けて頭ではわかっている、実際対応するとなるとわからないことが沢山ある。職員の方も、実際に対応してみると、勝手に違うことが沢山あると思う。実際に障がいのある方と直接対面してみる等、配慮をしていただけたらと思う。

副会長：要望書としてはこの内容が良いと思うが、タイミングとしてはいつ頃が良いか。

事務局：ご意見の提出期間は12月16日まで設定してあります。ご意見を集め、それを踏まえた上で作り直す予定です。

会 長：他に意見はないか。

障がい者の理解が全面に出てくること重要。それを踏まえ、町の職員に理解してもらいたい。

今回持ち帰り、気が付いた点を町の事務局に提出していただいて、まとめたもので提出をするということではいかがか。

副会長：要望書の内容は皆さんの意見がまとまっているので、10月28日時点のものとして提出していただいて、改めて次回、1月31日協議会までに、追加意見をまとめてもらい追加があれば再度提出をするという2段階方式ではいかがか。これから各団体から意見が上がってきても思いが一緒のため食い違うことはないと思う。今回はそのまま提出する。

事務局：了承。

事務局：前回協議会でご質問がありました重度の障がいのある方に対応したベッドがあるか確認したが、東分庁舎の1階にみんなのトイレがある。100キロまで対応できる折りたたみ式ベッド、オストメイトの設備があります。

(3) 寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査について【資料3・4】

事務局：寒川町では、平成27年度に寒川町障がい者福祉計画を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりましたが、平成29年度末の計画期間終了に伴い、計画の見直しを行ってまいります。

今回、委員の皆様には計画の見直しにあたって、実施するアンケート調査の内容につきましてご意見を伺いたいと思います。

本日、お配りさせていただきました資料左上に差し替え資料と記載されているものをご覧ください。はじめに、アンケート調査のスケジュールについてご説明させていただきます。平成28年11月の第3回自立支援協議会、今回の協議会になりますが、委員のみなさまにアンケート内容の検討をしていただき、いただいたご意見を踏まえて、アンケート内容の修正をしていきたいと考えております。また、今回の協議会終了後、お気付きの点がございましたら、資料4のご意見用紙に記載の上、12月22日木曜日までに福祉課までご提出ください。いただいたご意見を踏まえ、修正させていただきましたアンケートを準備ができ次第、委員のみなさまに送付させていただく予定ですので、お手数ですがご確認いただきたいと思います。

次に、1月の第4回協議会でアンケート内容の最終確認、2月中旬から3月末にかけてアンケート調査を実施、3月の第5回協議会の場で、経過

報告をさせていただく予定です。時期は未定ですが、来年度、アンケート結果をもとに、集計、分析を行い、アンケート結果、サービス見込み量等の原案を協議会で提示させていただきたいと思います。

次に、参考として前回のアンケート実施時と、直近の平成 28 年 11 月 24 日現在の手帳所持者数を載せさせていただいています。身体障害者手帳と精神保健福祉手帳の所持者数については、大きな増減はありませんが、療育手帳の所持者数については 34 名増えています。今回のアンケートでは、平成 29 年 1 月 1 日現在の対象者の中から、1,000 人を無作為抽出してアンケートを送付する予定です。

続きまして、資料 4 をご覧ください。資料 4 は実際に送付するアンケートになります。内容につきましては、前回アンケートとの傾向を比較したいため、前回実施したアンケートと大きく変わりはありませんが、新たに 2 つの事項を追加させていただいております。1 つ目の追加項目といたしましては、19 ページの間 40 になります。こちらでは、平成 30 年度に予定されている障害者総合支援法の一部改正により、新たに創設される予定の 3 つのサービス。自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が施行された場合の利用意向について追加させていただきました。続きまして、2 つ目の追加項目といたしましては、21 ページの間 47 から 23 ページの間 52 に障害者差別解消法の認知度や実際に障がいのある方が感じた良い対応、悪い対応があるかどうかについてお聞きする質問を追加させていただいております。

続きまして、委員の皆様には資料を送付させていただいたあとに、事務局で修正を加えさせていただいた箇所があるため、内容につきまして追加資料として、本日、配布させていただいております。

追加資料の町として検討したい事項につきまして、ご説明させていただきます。はじめに全体に関わる事項として可能な限りアンケート回収率を上げることに繋げられるように、全体的に文章や質問内容を簡素化する等、回答者が見やすいアンケートに修正していきたいと考えています。

次に、アンケート調査協力依頼文について、わかりやすさを重視し、文章を簡素化させていただいております。また、アンケートご記入にあたっての注意事項をアンケートご記入にあたってのお願い事項に変更させていただいております。

次に、8. 福祉サービスなどの利用状況、意向について障がい福祉サービスのご利用にあたっては、課税状況により一部負担金が発生する場合がありますの一文を追加、また、回答選択欄の同じ質問事項を可能な限り統合させていただいております。

次に、10. 障がいのある方の権利擁護についてP21の差別解消法についての文章とP23の虐待防止法についての文章を修正して問47、問53、問54、問55の質問文を簡素化させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

会 長：内容について質問数が62問もある。大変ではないか。

事務局：数が多いので必要でないものがあるようならそのようなご意見もお願いします。

会 長：前回もこの調査をしています。前回も1,000通ですか。

事務局：前は1,963通、回収が1,015通、回収率51.7%となっております。

副会長：最初のお願いの文章が簡単で読みやすくなったのが良かった。難しい熟語が読みやすい文章になり、障がいのある人ない人関係なく一般の方としてはわかりやすい。

福祉計画の作成にあたっては、アンケートを取られていると思うが、新しい計画の中でテーマがあるものなのかどうか、一般的な話として聞きたいのかどうか。

また、数値目標については、盛り込む形になると思うので、サービスの利用希望は非常にややこしいが入れざるを得ない。他にも聞いておかなければならないポイントがあるのか。

事務局：差別解消法が4月から施行されたため認知度も調査しておきたいと考えている。

平成30年の一部改正に伴い、新しいサービスが開始される予定のため利用意向なども聞いておきたい。

委 員：差別解消法のところで、問48は差別解消法施行後とあえて入れているのはどういうことか。

事務局：法律が施行後の状況が調査したい。

委 員：前もってのアンケート資料はあるのか。知的障がいの方は時点をとらえる事が難しく、差別を受けた印象、記憶が強いので、かなり前のものだったのか、施行後だったのかわからない。

実際にどう感じているのか、施行前、施行後に関係なく調査するのもひとつ。

委 員：前回、アンケートに回答したが、目的が明確でないまま回答した記憶がある。

1,000人の無作為抽出でアンケート内容を計画に反映できるのか。

事務局：無作為抽出だが身体、知的、精神バランス良く抽出することを考えています。

委 員：今回1,000名で実施ということですが、前回から半分になっている

理由はあるのか。前回、回答率が半分。今回、回答率が減る可能性もある。

事務局：前回より半分の数となっているが、今回 1,000 人バランス良く発送。工夫してわかりやすいものを作成して、回収率を上げて行きたい。統計を取るには 1,000 通で十分と考えています。

委員：障がいごとに回収率が違うと思うが、障がいごとに発送する割合を考えているか。

事務局：前回のデータがあるので分析できると考えています。

委員：前は 2,000 通で半分の回収率、残り半分の回収できなかった理由は調査したのか。未回収だった方の気持ちと意見を調査しないと、空回りになる。回収できなかった方にも目を向けて行かなければ、本当に困っている方の意見が取り込めない。

事務局：当事者の方に直接聞き取りできる方法はないのか等、色々な事を検討していきたい。回答いただけなかった方の意見をどうするか、時間をいただいて検討したい。

委員：障害者差別解消法のアンケートですが、差別と感じた出来事がありますかとあるが、不平不満が溜まっていると思うのであるばかりになってしまう。

法律について、簡単に一文を添えて説明文をつけ、この法律を知っていますか。4 月から施行されたので、4 月からこの法律によって良くなっていますかというような質問にしたほうが良い。この法律に対してはまだ浸透していないので、この 2 つの質問で良いと思う。

委員：P 13 から P 19 のサービスの内容に関する質問ですが、精神障がい者の場合、サービス利用者があまり多くない。受けているサービスも居宅介護、移動支援、就労系の 3 つ程度。

全部見ているうちに、同行支援、行動援護、移動支援もわからなくなるという印象を受ける。

該当する項目、該当しない項目と整理されたほうが良い。サービスも利用していない人が多い。利用しているか、利用していないか、また、利用していない理由も必要ではないか。

また、介護保険と併用している人もいるので、混乱してしまう。用語に慣れている関係者、家族の方々はわかると思うが、そうでない方にはわかりにくい。まずは、整理された仕分けが必要ではないかと思う。

副会長：現在利用していない方が、今後も利用する意思がない方は、ページを飛び越えられる作りが良い。また、利用する側の区分けで設定した方がわかりやすい。放課後等デイサービス、移動支援、日中一時支援は回

数が書き込める作りにした方が良い。

委員：今回の差別解消法にどう取り組むかが重点。軽度の知的障がいの方は虐待に関しても、差別に関しても認識できない。説明することで差別だとわかる。どう感じているかということ調査の中で知ることも大事。問 48 から問 50 の質問は大事だと思う。

副会長：先程、調査件数について意見があったが、送っても全部回答が返ってくるとは限らないことは当然であり、なぜ返せないのかについても考えなければいけない。

ひとつの要素としては、当事者だけでは回答できない、当事者の方ご意見が反映しきれているのかということもあり、本人と直接会う中で話を伺う機会を検討していただけたら良い。

協議会で行ったアンケートの内容も含めて、当事者の方がどういう風に感じてどういうことを必要としているのか、しっかり把握していくためには、当事者に集まっていた場でのヒアリングも貴重な意見として計画に反映していけると良い。

会長：計画を策定する為のアンケート。一般のアンケート調査とは異なり、様々な障がいの方、家族に対しての調査ということで、それを一般的なアンケートで調査ができるのか疑問の部分もある。

各障がい者団体の方々との話し合いの中でどうニーズが必要なのか検討していくことが大事。

事務局：回答をいただけなかった方々の意見については、返信封筒は無記名という事もあり、どういう障がい特性の方が回答していないのか、見極めながら、事業所等に協力をお願いすることもあるかもしれないが検討していく。

先程のご質問に回答させていただきます。前回の回答率は身体障がい 56.4%、知的障がい 45.3%、精神障がい 39.6%となっております。

事務局：オブザーバーは圏域の事務局等になっているが、近隣市町村はどのような状況か聞かせていただきたい。

オブザーバー：近隣市の場合も無作為抽出でアンケートを行っていて、返ってこなかったアンケートに関しての理由の調査までは行っていない。

今後の課題としては、計画相談が入っている方は、計画相談員が聞き取るという方法もある。

視覚障がい者や重心の方等も相談員が訪問調査を行う等、工夫すれば方法はいくつかある。

事務局：本日いただいたご意見を踏まえ来年の実施に向けて検討重ねていきたい。ありがとうございました。

	<p>(4) 平成 29 年度開設予定新規障がい者相談支援事業所の運営法人選定に係る途中経過報告について</p> <p>事務局：新規障がい者相談支援事業所について募集をしたところ、2つの法人から参加の申し出をいただいた。本日の協議会が終了後、プレゼンテーションを開催いたします。後日、結果を委員の方に報告させていただく予定です。よろしくお願いいたします。</p> <p>(5) その他</p> <p>委員：又村あおい氏の講演会「結局、障がい高齢者はどういうことになるのか」が 12 月 25 日に開催されます。ぜひ参加をお願いします。</p> <p>副会長：「にっこりマーケット」が 12 月 6 日から 9 日まで、町民センター 1 階ロビーで開催されます。事業所の販売会と当事者団体のパネル展示を予定しています。よろしくお願いいたします。</p> <p>会長：民生委員から選出の委員が 11 月 30 日で退任となります。ありがとうございました。</p> <p>委員：民生委員になって 9 年。自立支援協議会に参加し 5 年半。長い間ありがとうございました。新しいメンバーが加わると思いますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局：次回の協議会は平成 29 年 1 月 31 日 13 時から町民センター 3 階講義室で開催いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>4. 閉会</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談に係るアンケート結果分析・検討に係るワーキンググループの設置及びメンバー選出が行われた。</li> <li>・寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定に関する第2回協議会を踏まえた取り組みについて意見交換が行われた。</li> <li>・寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査について意見交換が行われた。</li> <li>・平成29年度開設予定新規障がい者相談支援事業所の運営法人選定に係る途中経過報告が行われた。</li> </ul>		

<p>配付資料</p>	<p>資料1：寒川町地域自立支援協議会ワーキンググループの設置について</p> <p>資料2：障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行に伴う町の取り組みについて（依頼）</p> <p>資料3：寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査スケジュール表</p> <p>資料4：寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査（案）</p> <p>（追加資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査スケジュール表（差し替え資料）</li> <li>・障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査作成にあたり町として検討したい事項</li> </ul>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>山根信子委員 小川原寿恵委員 （平成29年 1月20日確定）</p>